

諮問第 569 号
環水大土発第 2202161 号
令和 4 年 2 月 16 日

中央環境審議会会長
高村 ゆかり 殿

環境大臣 山口 壯
(公 印 省 略)

農薬取締法第 4 条第 3 項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について (諮問)

標記のうち、

- (1) 別紙 1 の農薬に関し、農薬取締法第 4 条第 1 項第 6 号から第 9 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準 (昭和 46 年 3 月農林省告示第 346 号) 第 3 号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙 2 の農薬に関し、同告示第 4 号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

{ (3 *S*, 4 *R*, 4 a *R*, 6 *S*, 6 a *S*, 12*R*, 12 a *S*, 12 b *S*) - 3 - [(シクロプロピルカルボニル) オキシ] - 1, 3, 4, 4 a, 5, 6, 6 a, 12, 12 a, 12 b - デカヒドロ - 6, 12 - ジヒドロキシ - 4, 6 a, 12 b - トリメチル - 11 - オキソ - 9 - (3 - ピリジル) - 2 *H*, 11*H* - ベンゾ [*f*] ピラノ [4, 3 - *b*] クロメン - 4 - イル } メチル = シクロプロパンカルボキシラート (別名アフィドピロペン)

(別紙2)

{ (3 S, 4 R, 4 a R, 6 S, 6 a S, 12 R, 12 a S, 12 b S) - 3 -
[(シクロプロピルカルボニル) オキシ] - 1, 3, 4, 4 a, 5, 6, 6 a,
12, 12 a, 12 b - デカヒドロ - 6, 12 - ジヒドロキシ - 4, 6 a, 12 b - トリ
メチル - 11 - オキソ - 9 - (3 - ピリジル) - 2 H, 11 H - ベンゾ [f] ピラ
ノ [4, 3 - b] クロメン - 4 - イル } メチル = シクロプロパンカルボキシラ
ート (別名アフィドピロペン)

(R S) - α - シアノ - 3 - フェノキシベンジル = (1 R S, 3 R S ; 1 R S,
3 S R) - 3 - (2, 2 - ジクロロビニル) - 2, 2 - ジメチルシクロプロパ
ンカルボキシレート (別名シペルメトリン)

中環審第1216号
令和4年2月18日

中央環境審議会 水環境・土壌農薬部会
部会長 古米 弘明 殿

中央環境審議会
会長 高村 ゆかり
(公 印 省 略)

農薬取締法第4条第3項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（付議）

令和4年2月16日付け諮問第569号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水環境・土壌農薬部会に付議する。